

市事議第213号
平成24年2月7日

京都市会議長 井上与一郎 様

市会改革推進委員会
委員長 田中 英之

市会改革推進委員会報告書

この度、市会改革推進委員会では、下記の項目について、別添のとおり検討結果を取りまとめましたので、御報告いたします。

記

- 1 議員間討議の充実
- 2 執行機関に対する反問権・質問趣旨確認権の付与
- 3 議員の複数常任委員会への所属

市会改革推進委員会における協議結果について

平成 24 年 1 月 19 日（第 9 回）の委員会において、討論する市会の観点から検討する個別項目についての協議を行った結果、以下のようにまとまった。

1 議員間討議の充実

【検討趣旨】

委員会での議案審査等において、執行機関への質疑だけでなく、議員間での自由討議を活発に行うことにより議論を深めるとともに、多様な意見を集約し、課題に対して政策提案などを行うことで市政に民意を反映させることなどを目的として、議員間討議を充実させることについて検討する。

【委員の主な意見】

- ・委員会は各会派の意見表明の場であり、政策議論は政策立案の力を高めることにもつながるので、できるところから積極的に議員間討議を行えばよい。
- ・民意を反映するという意味で、議員間討議をやるべきである。
- ・現状でも委員長の判断の下で議員間討議が可能であることを踏まえて、明文化すべきである。
- ・実際に議員間討議を行っている事例もあるので、スピード感を持った議会改革という意味からも積極的に実施していくと決めて、その中で何か課題が出てきたらそのときに議論したらよい。
- ・実施していく過程の中で必要と判断されればルール化を検討するというで取り組んでいくべきである。

【委員会での結論】

現状でも委員長の議事整理権の下で議員間討議を充実させていくことは可能であり、できるところから積極的に取り組む。

2 執行機関に対する反問権・質問趣旨確認権の付与

【検討趣旨】

本会議や委員会において、議員の質問に対し論点、争点を明確にするため、執行機関に対し、反問権・質問趣旨確認権を付与することについて検討する。

【委員の主な意見】

- ・議会の権利拡大のみを主張するのではなく、行政側にも認めるものは認めていくというバランスの取れた運営が必要である。認めていく方向で議論すべきである。
- ・これらの権利は執行機関側が持つ権利なので、執行機関からの要望がない中で議論する必要がない。
- ・他の政令指定都市においても、反問権は認められていない。理事者と議員との間には情報量の格差があるから、反問権については慎重に検討すべきである。
- ・現状では、質問に対する答弁が的確でない場合があるが、理事者が質問趣旨を確認すれば議論がスムーズになる。
- ・議員側としては質問の趣旨を確認してもらってもよいと考えているが、執行機関側としては確認しづらいのであれば、質問の趣旨を確認できることをこの場の結論とすればよい。
- ・今の委員会においても、質問の趣旨が確認されているときがあるので、権利として規定せずともよい。この議論の趣旨を理事者に伝えて、委員会での議論を活発化させればよい。
- ・常任委員会や予算特別委員会等では一定可能と思うが、本会議ではテレビ中継など時間の問題もあり、ルールも必要なので引き続き検討した方がよい。

【委員会での結論】

反問権や質問趣旨確認権という権利の付与ではなく、現状においても委員会では質問趣旨を確認することが可能であるので、積極的に質問趣旨の確認をしても差し支えない旨を執行機関側にも周知する。

3 議員の複数常任委員会への所属

【検討趣旨】

議員の複数常任委員会への所属を可能とすることがどうか検討する。

【委員の主な意見】

・そもそもこの制度は、中小の地方自治体では必要な委員会数が確保できないという事態を改善するために設けられたと理解しているが、京都市会では必要な委員会数が確保できているので、必要性がないと考える。

・現状の常任委員会で特に不都合が発生しているわけではなく、議員を複数の常任委員会に所属させる必然性が余り感じられない。

・委員の交代制も含めて、仮に導入するのであれば、もう少し慎重な検討が必要である。

【委員会での結論】

議員の常任委員会の所属については現状のまま1委員会とする。